

島原本広第646号  
平成27年3月18日

鳥取県知事 平井 伸治 様

中国電力株式会社  
常務取締役 島根原子力本部  
本部長 古林 行 樹

島根原子力発電所1号機 電気工作物変更届出について

標記について、本日、「電気事業法」に基づき、経済産業省に届出いたしましたので、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第8条第1項(9)に基づき添付のとおりご連絡いたします。

添付資料  
電気工作物変更届出書

以上



電 気 工 作 物 変 更 届 出 書  
(島根原子力発電所第1号機廃止)

電原運第113号  
平成27年3月18日

経済産業大臣  
宮沢 洋一 殿

広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
取締役社長 荻田 知芽

次のとおり電気工作物の変更をしたいので、電気事業法第9条第1項の規定により届け出ます。

電 気 事 業 の 用 に 供 す る 電 気 工 作 物		変 更 前	変 更 後	備 考
発 電 用 の 電 気 工 作 物	設置の場所	島根県松江市 鹿島町	同左	島根原子力発電所 発電設備 第1号機：46.0万キロワット 第2号機：82.0万キロワット 第3号機：137.3万キロワット 計：265.3万キロワット のうち、 第1号機：46.0万キロワット を廃止する。 第1号機を廃止する日 平成27年4月30日  廃炉を円滑に進めるための会計関連制度措置の承認を受けることを前提に廃止する。 設備を廃止する日までに承認を受けることができなかった場合は廃止日を変更する。
	原動力の種類	原子力	同左	
	周波数	60ヘルツ	同左	
	出力	265.3万キロワット	219.3万キロワット	

電気工作物変更届出書  
添付書類目次

1. 変更を必要とする理由..... 1

## 1. 変更を必要とする理由

昭和49年3月29日に営業運転を開始した島根原子力発電所第1号機は、平成26年3月で、運転開始以降40年が経過しました。この間、平成23年3月に東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故が発生し、平成25年7月には、改正原子炉等規制法が施行されました。

改正原子炉等規制法では、運転開始以降40年が原則的な運転期限と定められ（島根原子力発電所第1号機については、平成28年7月まで）、運転期間の延長を行う場合には、新たな規制基準に適合するための大規模な追加設備投資と長期にわたる工事が必要となります。また、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度が、新たに導入されました。

こうした原子力発電を取り巻く事業環境の変化や電力需給面等を総合的に勘案した結果、電気事業の用に供する発電用の電気工作物である島根原子力発電所第1号機は、平成27年4月30日をもって、廃止することにしました。

以上